

参 考 資 料

《目 次》

資料 1	緊急雇用対策（平成 21 年 10 月 23 日）	1 頁
資料 2	関係業界団体等への要請	
	◆新規学校卒業者の採用に関する要請について（平成 21 年 12 月 22 日）	2 頁
	◆新規学校卒業者の採用に関する要請について（平成 22 年 3 月 2 日）	4 頁
資料 3	大学等の「就職相談員」の配置促進（平成 21 年度補正予算(第 2 号)）	6 頁
資料 4	大学等に対するきめ細やかな取組の要請	
	◆大学等における「雇用創出企業」リストの活用について （平成 21 年 12 月 25 日）	7 頁
	（参考）雇用創出企業〔ちらし〕	8 頁
	◆新規大学等卒業者に対する支援策の周知について（平成 22 年 2 月 9 日）	10 頁
資料 5	教育課程内外を通じた「社会的・職業的自立に関する指導等」の制度化 （大学設置基準等を平成 22 年 2 月に改正、平成 23 年度より施行予定）	
	◆大学設置基準及び短期大学設置基準の改正について	20 頁
資料 6	教育課程内外を通じた学生の就業力育成のための取組の充実	
	◆大学生の就業力育成支援事業	21 頁

緊急雇用対策

(抜粋)

(平成21年10月23日)
緊急雇用対策本部

I. 基本的な方針

1. 基本認識

(2) 「貧困・困窮者、新卒者への支援」を最優先する

—最優先課題として、最も困っている人を全力で支援する—

- ・ 経済雇用情勢の悪化の影響は、経済的・社会的に弱い立場にある人々にしわ寄せされる形で最も大きく現れる。具体的には、貧困・困窮状態にある求職中の離職者や非正規労働者、女性であり、さらには来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒である。こうした求職中の貧困・困窮者や新卒者への支援は緊急を要しており、雇用維持努力への支援や中小企業支援とあわせて、最優先課題として全力で取り組む。

II. 具体的な対策

1. 緊急的な支援措置

(1) 緊急支援アクションプラン

—「貧困・困窮者、新卒者支援」—

<新卒者支援>

(目標) 来春以降の新卒者の就職を支援し、第二の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないようにする。

(アクションプランの内容)

①新卒者の就職支援態勢の強化

(7) 「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備

- ・ 支援態勢強化のため、就職支援の専門職をハローワークに緊急配備

(4) 大学等の就職支援の充実

- ・ 就職相談窓口の充実（キャリアカウンセラーの配置など）、女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進、大学における職業指導（キャリアガイダンス）の制度化

②求人開拓と「雇用ミスマッチ」の解消

—「就活支援キャンペーン（仮称）」の展開—

(7) 求人・求職、内定関連情報の収集・提供

(4) 学生を対象とした合同就職説明会等の実施

(ウ) 企業に対する求人拡大への要請

(エ) 採用意欲のある中小企業等の掘り起こし

- ・ 「雇用創出企業」をとりまとめ、公表（年明け予定）

③「4月就職以外の道」の選択の支援

(7) 企業に対する中途採用・通年採用の拡大への要請

(4) 学生・生徒の学校での学び直しや地域活動参加への支援

④新卒無業者への第2セーフティネットの活用

(アクションプランの進め方)

①国の取組

- ・ 国に設置した「緊急支援アクションチーム（後述）」が、アクションプランの具体的展開、地域における取組の円滑な実施に向けた関係機関等の調整を行う。

②地域における取組

- ・ 関係地方自治体・関係団体の協力を得て、地域の学校・ハローワーク・産業界が一体となって具体的な取組を推進する。

平成 21 年 12 月 22 日

新規学校卒業者の採用に関する要請について

平成 21 年 12 月 22 日、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の連名で、245 の業界団体等に対し、新規学校卒業者の採用に関して、加盟企業に周知徹底を図るよう要請する文書を発出いたしました。

(同時発表：内閣府、厚生労働省、経済産業省)

1. 足下の雇用情勢は依然として厳しい状況にあり、特に新規学校卒業者の就職内定状況は、前年同期に比べて大きく下降しているなど、来年 3 月に卒業予定の学生については、採用状況が厳しい状況になることが予想されます。
2. 多数の方が、就職未決定のまま卒業を迎えると、本人の知識・技能の蓄積やキャリア形成の支障となり、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。
3. このため、本日、245 の業界団体等に対して、新規学校卒業者の採用に努めていただくとともに、加盟企業に周知徹底を図るよう要請する文書を発出いたしました。
4. また、発出に際して、日本経済団体連合会・日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会に対し、文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣が直接要請を行いました。
5. 文部科学省としても、引き続き関係省庁と連携し、新規学校卒業者の就職支援に努めてまいります。

<担当> 大臣官房政策課

専門官 田中 聡明 (内線 2253)

企画係長 廣野 宏正 (内線 2241)

電話：03-5253-4111 (代表)

FAX：03-6734-3650

平成 21 年 12 月 22 日

新規学校卒業者の採用に関する要請書

我が国の経済は、最悪期は脱したものの、経済成長の基盤が脆弱であるなど厳しい状況にあり、特に、雇用失業情勢については過去最悪の水準で推移しています。こうした中、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むため、本年 10 月 23 日には、緊急雇用対策本部（本部長：内閣総理大臣）において、「緊急雇用対策」をとりまとめ（別添 1）、同本部における議論も踏まえ、同年 12 月 8 日には、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」をとりまとめたところです（別添 2）。

平成 22 年 3 月卒業予定の新規学校卒業者をめぐる就職環境についても、厳しい状況になることが予想され、仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を惹起しかねません。

政府としても、大学等の「就職相談員」の配置促進やキャリアガイダンスの推進、「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員等を行うとともに、インターンシップの拡充や採用意欲のある中小企業等の掘り起こしにより、関係機関が連携して新規学校卒業者の就職支援体制の強化に取り組んでいるところです。こうしたことにより、1 人でも多くの新規学校卒業者の就職が実現するように努めてまいり所存です。

産業界の皆さまにおかれましても、非常に厳しい経済情勢の中ではありますが、将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、新規学校卒業者のための採用の拡大に向けた努力をお願いする次第です。また、採用内定取消しについても、これが起こることのないよう、併せてお願い申し上げます。

貴団体におかれましては、私どもの要請に、何卒、深い御理解を賜り、傘下団体及び事業主の皆さまにこの趣旨を徹底していただきたく、御協力をお願い申し上げます。



平成 22 年 3 月 2 日

新規学校卒業者の採用に関する要請について

平成 22 年 3 月 2 日、高井文部科学大臣政務官・山井厚生労働大臣政務官・高橋経済産業大臣政務官の連名で、中小企業団体に対し、新規学校卒業者の採用に関して、加盟企業に周知徹底を図るよう要請を行いました。

(同時発表：厚生労働省、経済産業省)

1. 現下の我が国の景気は持ち直してきていますが、自律性が乏しく、失業率が高水準であるだけでなく、平成 22 年 3 月卒業予定の新規学校卒業者をめぐる就職環境に関しても、依然として厳しい状況にあり、就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼることが懸念されます。
2. 多数の方が、就職未決定のまま卒業を迎えると、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を惹起しかねません。
3. このため、昨年 12 月 22 日には、245 の経済団体等に対して新規学校卒業者の採用に関する要請を行いました。本日、特に中小企業団体の傘下団体及び事業主への周知を図るため、改めて、別添の通り、高井文部科学大臣政務官・山井厚生労働大臣政務官・高橋経済産業大臣政務官の連名で、中小企業団体（日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会）に対して、新規学校卒業者の採用に努めていただくとともに、加盟企業に周知徹底を図るよう、要請を行いました。
4. 文部科学省としても、引き続き関係省庁と連携し、新規学校卒業者の就職支援に努めてまいります。

<担当> 大臣官房政策課

専門官 田中 聡明 (内線 2253)

企画係長 廣野 宏正 (内線 2241)

電話：03-5253-4111 (代表)

資料-4 FAX：03-6734-3650

平成 22 年 3 月 2 日

新規学校卒業者の採用に関する要請書

現下の我が国の景気は持ち直してきていますが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあります。

こうした中、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むため、昨年 10 月 23 日には、「緊急雇用対策」をとりまとめ、同年 12 月 8 日には、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」をとりまとめたところです。また、同年 12 月 22 日には、貴団体を含む 245 の経済団体等に対して、新規学校卒業者の採用に関して、要請を行いました。

しかしながら、平成 22 年 3 月卒業予定の新規学校卒業者をめぐる就職環境は、依然として厳しい状況にあり、就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼることが懸念されます。

政府としても、大学等の「就職相談員」の配置促進やキャリアガイダンスの推進、体験雇用を通じて正社員への移行を目指す「新卒者体験雇用事業」の創設、未就職卒業者向けの職業訓練コースの新たな設置及び訓練・生活支援給付の拡充を行うとともに、新卒者就職応援プロジェクトの推進や採用意欲のある中小企業等の掘り起こしにより、関係機関が連携して新規学校卒業者の就職支援体制の強化に取り組んでいるところです。こうしたことにより、1 人でも多くの新規学校卒業者の就職が実現するように努めてまいる所存です。

産業界の皆さまにおかれましても、非常に厳しい経済情勢の中ではありますが、将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組を御活用いただき、再度、新規学校卒業者のための採用の拡大に向けた努力をお願いいたします。

貴団体におかれましては、私どもの要請に、何卒、深い御理解を賜り、傘下団体及び事業主の皆さまにこの趣旨を徹底していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

大学等の「就職相談員」の配置促進

平成21年度補正予算(第2号)予算:1億円

(項) 高等教育振興費 予算
(目) 大学改革推進等補助金 100,000千円

背景・課題

- 学生の就職内定率は、いわゆる「就職氷河期」と同様の大変厳しい状況にある。第二の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないためにも、このような者への迅速な支援が急務となっており、大学等の就職支援態勢の強化を図るため、早急に支援する必要がある。

【大学等卒業予定者の就職内定状況調査(H21.10.1現在)】

大学の就職内定率	: 62.5%	(昨年同期比 7.4ポイント減)
うち私立大学	: 59.6%	(昨年同期比 9.4ポイント減)
短期大学の就職内定率	: 29.0%	(昨年同期比10.4ポイント減)

対応・要求内容

【要求要旨】

- 大変厳しい大学等卒業予定者の就職内定状況に対応するため、大学等へ就職相談員(キャリアカウンセラー等)を配置するなど大学等の就職相談体制の強化を図るとともに、学生の卒業後の社会的・職業的自立につながる教育課程内外にわたる大学等の取組(キャリアガイダンス)の推進に対する支援を実施。

【要求内容】

- 「大学教育・学生支援推進事業」(就職支援推進プログラム)
40件 × 2,500千円
 - ・就職相談員(キャリアカウンセラー等)の配置促進による就職相談の充実(地域の企業、商工会議所やハローワーク等と連携した取組)
 - ・就職力を高めるキャリアガイダンスの推進

政策目標

- 大学等の就職支援態勢の強化を図ることにより、学生個々の能力や適性に応じたきめ細やかな就職支援を可能とし、就職率の向上につなげる。また、教育課程内外にわたり卒業後の社会的・職業的自立につながる大学等の取組を支援することにより、学生のキャリア形成の促進を図る。

事 務 連 絡
平成 21 年 12 月 25 日

各 国 公 私 立 大 学 学 生 部 長 (担 当 職)
各 公 私 立 短 期 大 学 事 務 部 長 (担 当 職) 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 事 務 部 長 (担 当 職)

大学等における「雇用創出企業」リストの活用について

雇用情勢が依然として厳しい中、政府として「明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成 21 年 12 月）」を取りまとめ、最重要課題として雇用対策に取り組んでいるところです。

こうした厳しい雇用情勢にあっても、地域・業種によっては求人が存在するほか、採用ニーズのある中小企業等も存在しています。このため、経済産業省では、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省とも連携し、関係団体等の協力を得て、採用意欲があり、かつ人材育成に優れる企業について、1, 437社（12月23日時点）の掘り起こしを行いました。

おって、地方経済産業局より、大学等に対して説明を行っていくこととしておりますが、各大学等におかれては、以下のような活用を御検討いただきますようお願い申し上げます。

- ・大学等の就職説明会等における雇用創出企業の受け入れ
- ・学生に対する雇用創出企業の情報提供

また、平成 22 年 1 月 20 日を目途に、これら雇用創出企業の製品や人材育成方針等の魅力をウェブサイトにて発信する予定です。併せて、サイトを広く周知するためのチラシを作成しますので、各大学等の就職支援担当部署等におけるチラシの設置・配布についても御協力くださるようお願いいたします。

<参考> 経済産業省プレスリリース（12月25日）

<http://www.meti.go.jp/press/20091225001/20091225001.html>

緊急雇用対策本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kinkyukoyou/>

【連絡先】 経済産業省 製造産業局 素形材産業室
金子・川原（TEL：03-3501-1063）
文部科学省 高等教育局 学生・留学生課
市川・黒部（TEL：03-6734-2519）

あなたの就職活動を応援します。

雇用創出企業

人を育て、人材を資本に活躍する優良企業

CLICK!

2010年
1月22日
WEBサイト
オープン!

雇用創出企業
人を育て、人材を資本に活躍する優良企業

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

トップ 発表にあたって 使い方ガイド お知らせ 業種を調べる 企業を探す ご利用にあたってのご注意

全国の
ジョブカフェ

インターネット
サービス

地域魅力発見
パスツアー

経済産業省
企業紹介

地域から探す

北海道・東北	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
関東	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
中部	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県
近畿	奈良県	和歌山県	大阪府	兵庫県	奈良県	京都府	和歌山県
中国・四国	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県
九州・沖縄	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県

分野から探す

分野を選択してください。Ctrlで複数選択できます

都道府県を選択してください

選択しない
北海道
青森県
岩手県
宮城県

この条件で検索

このページの先頭へ

〒100-8901 東京都千代田区森が丘1-2-1 代表電話 03-2001-1811
Copyright Ministry of Economy, Trade and Industry. All Rights Reserved.

雇用創出企業

検索

URL : http://www.meti.go.jp/interface/php/honsho/policy/mono_info_service/mono/sokeizai/koyou/index.php

経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省や関係機関協力の下、ものづくりやサービス業等の分野において、採用意欲があり、かつ製品やサービス、人材育成方針に優れる企業を掘りおこしました。

雇用創出企業 活用ポイント

「雇用創出企業」を活用いただく上で、以下のポイントがあります。

ポイント 1



ポイント 2



ポイント 3



ポイント 1

「企業の魅力」が伝わる、企業データ

「企業概要及び製品紹介」「人材育成方針／キャリアプラン」「従業員の声」など「企業の魅力」を知っていただくことに絞って編集しています。あなたにとって最適な企業が見つかります。



ポイント 2

「新たな興味」が発見できる、業界データ

さまざまな業界の魅力をわかりやすく紹介しています。これまで注目していなかった業界にも目を向けることができます。

使い方

- 企業を探す
- 企業データを見る
- 業界を調べる
- 応募する

ポイント 3

「わかりやすい」から安心、使い方ガイド

本サイトの使い方ガイドや就職活動のワンポイントアドバイスをご用意しました。初めてお仕事を探される方でも安心してご利用いただけます。

事 務 連 絡

平成22年2月9日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長

文部科学省高等教育局学生・留学生課長

下 間 康 行

新規大学等卒業者に対する支援策の周知について（依頼）

現下の雇用情勢を反映し、平成22年3月新規大学等卒業者予定者の就職内定率は前年同期と比較して大幅に低下するなど、非常に厳しい状況となっております。

政府としては緊急雇用対策本部に設置された新卒者支援チームを中心に、関係府省が連携しつつ、学生等の就職支援に取り組んでいるところです。今般、厚生労働省より、「明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月）」を踏まえた新規大学等卒業者に対する支援策について、別紙のとおり周知依頼がありましたのでお知らせします。

各大学等におかれましては、当該支援内容を御了知いただき、大卒就職ジョブサポーターと連携・協力しつつ、未内定学生等に対し、当該学生等の状況に応じて、学生職業センター等の利用や、未就職卒業者に対する新卒者体験雇用事業や職業訓練の活用について御案内願います。

（支援内容の詳細につきましては、最寄りの都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。）

また、卒業の際、未就職であったり、非正規雇用となった学生に対し、可能な限り、就職情報の提供や就職相談等の支援に努めるなど、きめ細やかな対応をお願いいたします。

なお、学生への就職相談に際しては、全国の労働局又はハローワークにおいて開催している平成22年3月卒業予定の大学生等を対象とした就職面接会等の開催予定表や、経済産業省において公表した「雇用創出企業」のウェブサイトについても御活用ください。

※ 厚生労働省や独立行政法人日本学生支援機構のウェブサイトにおいて、「就職面接会等開催予定表」や「雇用創出企業ウェブサイト」を含め、関係省庁の事業など就職関係情報を掲載していますので併せて御活用ください。

（厚生労働省）<http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2.html>

（(独)日本学生支援機構）http://www.jasso.go.jp/gakusei_plan/kikkin_kadai.html

〔 文部科学省高等教育局学生・留学生課厚生係
TEL:03-5253-4111（内線:2519） 〕

事 務 連 絡
平成 22 年 2 月 9 日

文部科学省高等教育局
学生・留学生課長 殿

厚生労働省職業安定局
若年者雇用対策室長

新規大学等卒業者に対する支援策の周知について（依頼）

厳しい雇用失業情勢の中、平成 22 年 3 月新規大学等卒業者の就職内定率が前年同期と比較して大幅に低下するなど、非常に厳しい状況となっております。

厚生労働省では、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定、参考 1）に基づき、未内定者を対象とした就職面接会等を全国各地で積極的に開催するとともに、全国の学生職業センター等（参考 2）に大卒就職ジョブサポーターを緊急配備し、大学訪問等による支援ニーズの把握、相談窓口の利用案内、希望に応じた個別支援等に努めているところです。

また、就職先が決まらないまま卒業する学生等を対象とした支援策として、体験的な雇用を通じて希望職種の選択肢を広げ、仕事や職場に対する理解を深める機会とする「新卒者体験雇用事業」（別添 1 リーフレット参照）や、社会人としての心構えや就職に必要な基礎力の養成等を内容とする「新卒者向け職業訓練」（別添 2 リーフレット参照、訓練コースは今後設定予定）を提供することとしております。

貴職におかれましては、当該支援内容を御了知いただくとともに、大学等の関係機関に対する周知について、特段の御配慮をお願い申し上げます。また、各大学等の就職担当部門への周知に際しては、大卒就職ジョブサポーターと連携・協力しつつ、未内定学生等に対して学生職業センター等の利用や、新卒者体験雇用事業や職業訓練の活用について御案内いただければ幸甚です。

なお、当該リーフレットは厚生労働省ホームページにも掲載しておりますので、周知に当たって御活用いただければ幸いです。

[添付資料]

別添 1：「新卒者体験雇用事業のご案内」

別添 2：新規学校卒業者向け職業訓練のご案内

（別添 1 及び別添 2 リーフレットはこちら http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2.html#info_5）

参考 1：「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（抜粋）

参考 2：全国の学生職業センター等の相談窓口一覧 (<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/gakusei.html>)

[参考]

厚労省ホームページ～新卒者支援～ (<http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2.html>)

就職先が決まらないまま卒業された方へ 新卒者体験雇用事業のご案内

～1か月の体験雇用で就職の選択肢を広げましょう！～

新卒者体験雇用事業とは？

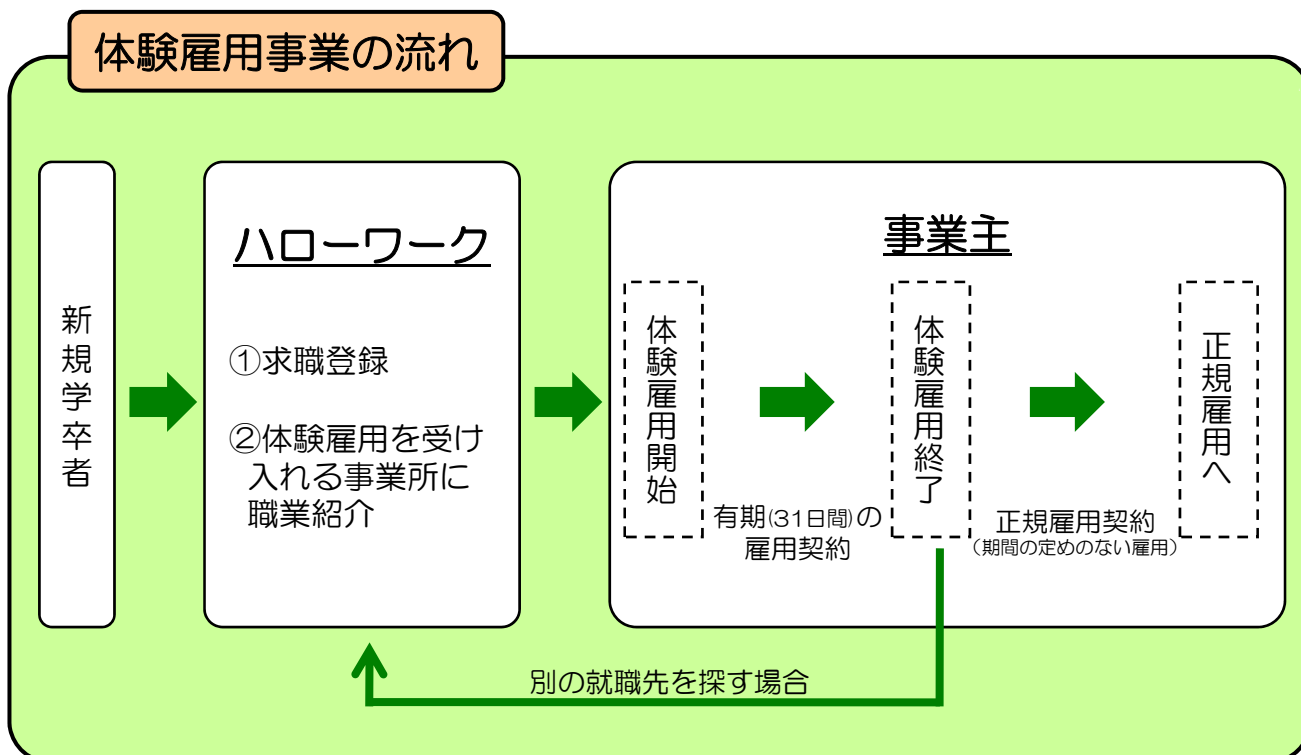
就職先が決まらないまま卒業された方を対象に、1か月間の体験的な雇用を通じて、希望職種の選択肢を広げていただくとともに、仕事をする中でその職種や職場の理解を深め、その後に正社員に移行することをねらいとするものです。

体験雇用事業の対象となる方

平成22年3月卒業（予定）で就職先が決まっていない学生・生徒等

- ※ 中学校、高校、高専、大学（大学院、短大を含む）、専修学校等の新規学卒者が対象です。
- ※ ハローワークに求職登録を行う必要があります。ハローワークで、体験雇用を行うことにより、就職可能性が高まると認められた方に、体験雇用を紹介します。
- ※ 体験雇用を開始する日現在の満年齢が40歳未満の方が対象です。
- ※ 卒業日については、平成22年3月を原則としていますが、平成21年10月から平成22年9月末までに卒業する方も対象になります。

体験雇用事業の流れ



※ 体験雇用の対象となる求人をハローワークに提出し、体験雇用を受け入れた事業主には、体験雇用終了後に奨励金（8万円）が支給されます。

体験雇用の内容

1. 体験雇用の期間は？

- ◇ 体験期間は、1か月（31日間）です。
- ◇ 体験雇用の開始日は、卒業日の翌日以降です。
※ 中学生については4月1日以降になります。

2. 体験雇用期間中の身分は？

- ◇ 体験雇用期間中は有期雇用契約を締結します。
- ◇ 体験雇用期間中も「労働者」ですので、労働基準法等の労働関係法令が適用され、事業主から賃金が支払われます。

3. 体験雇用期間中の労働時間、賃金は？

- ◇ 体験雇用期間中の労働時間は、原則として、事業所の通常の労働者の労働時間と同程度です。
- ◇ 体験雇用を開始する時に、労働時間や賃金などについて、事業所が作成する「体験雇用実施計画書」により決定されます。事業所の担当者とよく相談して内容を確認のうえ、同意欄に署名（又は記名押印）してください。
※ 中学生・高校生の場合は、保護者等の同意も必要です。

4. 体験雇用を終了すれば必ず正規雇用される？

- ◇ 「体験雇用実施計画書」に、事業所の担当者で相談のうえ「正規雇用に移行するための要件」を定めていただきます。
これを満たせば正規雇用に移行することとなりますが、事業所の求める要件に達しなかった場合など、正規雇用に移行できない場合もあります。

5. 体験雇用が終了したら？

- ◇ 事業所からハローワークに「体験雇用結果報告書兼新卒者体験雇用奨励金支給申請書」が提出されます。正規雇用に移行した後の労働条件などが記載されておりますので、内容をよく確認し、同意欄に署名（又は記名押印）してください。
※ 中学生・高校生の場合は保護者等の同意も必要です。

詳しくは都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

～就職が決まらないまま卒業された方へ～

新規学校卒業者向けの職業訓練を無料で受けられます。

訓練期間：標準6ヶ月

・社会人としての心構えや、就職に必要な基礎力の養成、主要な業界・業種に係る短期間の体験などを内容とする訓練です。

※テキスト代等実費については、自己負担となります。

訓練の対象となる方

平成22年3月卒業（予定を含む）で就職未決定の学生・生徒

※ 中学校、高等学校、高等専門学校、大学（大学院、短期大学を含む。）等の学生・生徒

訓練期間中の生活費（月10万円）を支給します。

訓練・生活支援給付金の対象となる方

以下の主な要件に該当する方が対象となります。

- ① ハローワークのあっせん等を受けて、職業訓練を受講する方
- ② 世帯年収300万円以下の方
- ③ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下の方

さらに、希望者には、5万円を上限として融資の利用が可能です。

※訓練の出席日数が8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

詳しくはハローワークにご確認ください。

新規学校卒業者向けの職業訓練を受講するための手続きについて

- ① 訓練コースの情報は、設定され次第、ハローワークの窓口や中央職業能力開発協会のホームページ (<http://www.javada.or.jp/>) でご覧いただけます。
- ② 職業訓練を受講するためには、ハローワークにおいてキャリアコンサルティングを受けた上で、職業訓練のあっせん等を受ける必要があります。また、訓練の受講に当たっては、一定の選考（面接・筆記問題等）が行われる場合があります。なお、就職のために訓練が必要ないとハローワークが判断した場合は、希望した職業訓練を受講できない場合があります。
- ③ 訓練・生活支援給付金の支給を受けるためには、職業訓練のあっせん等を受けたハローワークを通じて、申請書類（※）を提出することになります。
（※）主な申請書類：本人確認書類、写真、世帯年収を確認する書類等

《お問い合わせ先》

最寄りの都道府県労働局、ハローワーク

職業訓練及び訓練・生活支援給付の概要については、中央職業能力開発協会ホームページもご覧ください。

(<http://www.javada.or.jp/kikin/support01/01.html>)

「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充

※ 緊急人材育成支援事業の活用

訓練コーディネート機関
(独)雇用・能力開発機構
都道府県センター)

二一ズ把握・連携

高校・大学等

労働局

都道府県

地域の産業界

訓練カリキュラム策定支援等

民間教育訓練機関

未就職卒業者向け訓練コース（新設）

- 社会人としての心がまえや就職に必要な基礎力の養成と主要な業界、業種に係る短期間の体験機会等を提供。
- 実践的な演習に向けたレディネス付与と具体的な職種選択へ向けた動機付けを支援。(訓練期間:標準6か月)
- カリキュラムイメージ

<一般科目>

① 基礎学力の向上(数学等)

<基礎演習>

- ② 自己理解、職業マインド、表現・思考スキル、コミュニケーションの向上
- ③ 接遇、面接指導等社会人力、就職力の向上
- ④ IT活用スキル向上(帳票作成、表計算等)
- ⑤ 事務処理能力向上(総務・経理、一般事務等)
- ⑥ ものづくり基礎力向上(基礎課題作成等)

<業界(医療、福祉、IT、販売、製造等)実習>

⑦ ガイダンス

⑧ 職場見学、職場体験、職業人講話 等

<キャリア・コンサルティングの実施>

訓練期間中に3回以上の実施

希望職種に応じ、実践演習コース(各業界、職種で求められる知識・技能の習得)又は公共職業訓練へ誘導

就

職

訓練・生活支援給付の拡充

世帯年収300万円以下の未就職卒業者に訓練期間中の生活保障 10万円/月

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日)

(抜粋)

(3)新卒者支援の強化

来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒の就職支援を強化し、第2の「ロス・ジェネレーション」をつくらないようにする。

<具体的な措置>

○新卒者の就職支援態勢の強化

(ア)大学等の「就職相談員」の配置促進

- ・ 大学等における就職相談員(キャリアカウンセラー等)の配置促進による就職相談の充実、就職力を高めるキャリアガイダンスの推進

(イ)「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員

- ・ 就職支援の専門職である「高卒・大卒就職ジョブサポーター」を更に増員する。

(ウ)関係機関の連携強化

- ・ ハローワークにおける緊急学卒支援窓口の設置による高校との連携強化

○「就活支援キャンペーン」の展開

(ア)就職説明会の積極的な開催と周知徹底

(イ)採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速

- ・ 「雇用創出企業」のリストを年内に公表
- ・ インターンシップの拡充、求人企業の開拓等により、中小企業と新卒者のマッチングを図る。

(ウ)求人拡大への要請

- ・ 経済団体、業界団体への求人拡大の要請
- ・ 労働局と都道府県の連携による求人拡大の要請

○未就職卒業者の就職支援の強化

(ア)新卒者体験雇用事業の創設

- ・ 未就職卒業者の体験雇用を受け入れる事業主に対して新卒者体験雇用奨励金(仮称)を支給

(イ)「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充

- ・ 緊急人材育成支援事業を活用し、未就職卒業者向け職業訓練コースを設置。あわせて、訓練・生活支援給付に係る対象者の拡充を図る。

(ウ)重点分野での雇用支援

- ・ 重点分野における雇用の創造(後述)に当たっての未就職卒業者の雇用への配慮

学生職業総合支援センター・学生職業センター・学生等職業相談窓口

学生職業センター・学生等職業相談窓口は、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等の学生等を対象とした就職支援のための専門窓口として、大学等新卒者に対する求人情報の提供、職業相談、職業紹介等を行っています。学生職業総合支援センターは、全国の学生職業センター・学生等職業相談窓口の中核として、職業相談・職業紹介、就職面接会等を幅広く実施しています。また、学生職業総合支援センターのホームページ（<http://job.gakusei.go.jp/F/F2000200.asp>）から、全国の求人情報やセミナーの開催情報等をご覧いただくことができます。

これらの施設では、きめ細かな相談等に応じておりますので、お気軽にご利用ください。利用料等一切無料です。

	学生等職業相談窓口等名称	住所	TEL
北海道	札幌学生職業センター（ヤングハローワーク札幌）*	〒060-8526 札幌市中央区北4条西5丁目三井生命札幌共同ビル7階	011(233)0202
青森	青森公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワークヤングプラザ）*	〒030-0803 青森市安方1-1-40青森県観光物産館・アスパム3階	017(774)0220
岩手	盛岡公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク盛岡学生等職業相談コーナー）*	〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル1F	019(653)8609
宮城	仙台学生職業センター*	〒980-8485 仙台市青葉区中央1-2-3仙台マークワン12F	022(726)8055
秋田	秋田公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （秋田学生職業相談室）*	〒010-1413 秋田市御所野地蔵田3-1-1 秋田テルサ3階	018(889)8448
山形	山形公共職業安定所 学生等相談窓口 （やまがた学生相談コーナー）*	〒990-0828 山形市双葉町1-2-3 山形テルサ1F	023(646)7360
福島	福島公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （福島学生職業相談コーナー）	〒960-8589 福島市狐塚17-40	024(534)0466
茨城	水戸公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク水戸学生職業相談コーナー）	〒310-8509 水戸市水府町1573-1 水戸公共職業安定所付庁舎1F	029(231)6244
栃木	宇都宮公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク宇都宮 若者相談コーナー）*	〒320-0027 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館 本町合同ビル1階	028(650)5315
群馬	前橋公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク前橋 学生職業相談コーナー）	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1	027(290)2111
埼玉	大宮公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ヤングキャリアセンター埼玉 ハローワークコーナー）*	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-9-4エクセレント大宮ビル6階	048(650)0000
千葉	船橋公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク船橋ヤングコーナー）*	〒273-0005 船橋市本町1-3-1 フェイスビル9階	047(426)8474
東京	学生職業総合支援センター	〒106-0032 港区六本木3-2-21 六本木ジョブパーク	03(3589)8609
神奈川	横浜公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク横浜 神奈川学生職業相談コーナー）*	〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル16階	045(312)9206
新潟	新潟公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク新潟 若者しごと館）*	〒950-0901 新潟市中央区弁天2-2-18 新潟KSビル2階	025(240)4510
富山	富山公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク富山 若年者職業相談コーナー）*	〒930-0805 富山市湊入船町6-7 サンフォルテ2階	076(444)8305
石川	金沢公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ヤングハローワーク金沢）*	〒920-0962 金沢市広坂2丁目1番1号 石川県広坂庁舎1号館1階	076(261)9453
福井	福井公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （福井ヤングハローワーク）*	〒918-8580 福井市西木田2-8-1 福井商工会議所1階	0776(34)4700
山梨	甲府公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ヤングハローワーク）*	〒400-0031 甲府市飯田一丁目1-20 山梨県JA会館5階 ジョブカフェやまなし内	055(221)8609
長野	長野公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク長野 学生就職支援室）*	〒380-0835 長野市南長野新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4階	026(228)0989
岐阜	岐阜公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワークヤングスポット岐阜）*	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058(278)4401

静岡	静岡公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (学生職業相談コーナー) *	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3F 静岡県中部県民生活センター内	054(202)4888
愛知	愛知学生職業センター (ゆ〜じゃん・ハローワークあいち) *	〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル12階	052(264)0701
三重	津公共職業安定所 学生等職業相談窓口*	〒514-0009 津市羽所町700 アスト津3階 おしごと広場みえ内	059(229)9591
滋賀	大津公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク大津学生職業相談コーナー) *	〒520-0051 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル5階	077(521)0600
京都	京都西陣公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク西陣烏丸御池プラザ 若年相談コーナー)	〒604-0845 京都市中京区烏丸御池上ル北西角 明治安田生命京都ビル1階	075(256)8609
大阪	大阪学生職業センター	〒542-0081 大阪市中央区南船場3-4-26 出光ナガホリビル9階	06(4963)4703
兵庫	神戸公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク神戸学生職業相談コーナー) *	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー12階	078(351)3371
奈良	奈良公共職業安定所 学生職業相談担当窓口	〒630-8113 奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎1階	0742(36)1601
和歌山	和歌山公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (和歌山ヤングワークサロン) *	〒640-8033 和歌山市本町2丁目45 ジョブカフェわかやま1F	073(421)1220
鳥取	鳥取公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワークとっとり) *	〒680-0846 鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル 1F	0857(39)8986
島根	松江公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングワークサロン) *	〒690-0003 松江市朝日町478-18	0852(28)8609
岡山	岡山公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (学生職業相談コーナー) *	〒700-0901 岡山市本町6-36 第1セントラルビル7階 ハローワークプラザ岡山内	086(222)2900
広島	広島学生職業センター*	〒730-0013 広島市中区八丁堀16-14 第2広電ビル5階	082(224)1120
山口	山口公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤング・ハローワーク山口) *	〒754-0014 山口市小郡高砂町1-20	083(973)8080
徳島	徳島公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (学生職業相談コーナー) *	〒770-0831 徳島市寺島本町西1-61 徳島駅クレメントプラザ5階	088(625)1735
香川	高松公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (しごとプラザ高松 学生相談コーナー)	〒760-0054 高松市常磐町1-9-1 しごとプラザ高松内	087(834)8609
愛媛	松山公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワークプラザ松山学生職業相談コーナー) *	〒790-0012 松山市湊町3-4-6 松山銀天街ショッピングビル GET! 4階	089(913)7416
高知	高知公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク高知若者相談コーナー) *	〒780-0822 高知市常屋町2丁目1-35 片岡ビル3階	088(802)2076
福岡	福岡学生職業センター*	〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2 エルガー12階	092(714)1556
佐賀	佐賀公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワークSAGA) *	〒840-0826 佐賀市白山2-2-7 KITAJIMAビル2階	0952(24)2616
長崎	長崎公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワーク長崎) *	〒850-0841 長崎市銅座町4-1 リそな長崎ビル5階	095(818)3011
熊本	熊本公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (熊本ヤングハローワーク) *	〒862-0950 熊本市水前寺1-4-1 水前寺駅ビル2階	096(385)8240
大分	大分公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワークプラザおおい内 学生職業相談コーナー) *	〒870-0029 大分市高砂町2-50 OASISひろば21 地下1階	097(533)8600
宮崎	宮崎公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (宮崎学生職業相談コーナー)	〒880-2105 宮崎市大塚台西1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内	0985(62)4123
鹿児島	鹿児島公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワークかごしま) *	〒892-0842 鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル(アイビル)3階	099(224)3433
沖縄	那覇公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク那覇 学卒部門) *	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 3階	098(866)8609

(平成21年7月現在)

(注) *印の地域においては、都道府県が主体的に設置する「若年者のためのワンストップサービスセンター」(通称:ジョブカフェ)と同一の建物内に設置されています。

大学設置基準及び短期大学設置基準の改正について

1. 改正の趣旨

現在の厳しい雇用情勢において、学生の資質能力に対する社会からの要請や、学生の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移行支援の必要性等が高まっている。

このようなことを踏まえ、大学は、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指し、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むことが必要であり、そのための体制を整えるものとし、今回大学設置基準及び短期大学設置基準を改正する。

(参考)

「緊急雇用対策」(21年10月23日緊急雇用対策本部決定)

①新卒者の就職支援態勢の強化

(イ) 大学等の就職支援の充実

・就職相談窓口の充実(キャリアカウンセラーの配置など)、女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進、大学における職業指導(キャリアガイダンス)の制度化

2. 改正の内容

大学設置基準に次の規定を新設する(大学の取組を画一的なものとし、教育課程上の工夫や有機的な連携体制の確保等に関する大学の多様な取組を推進する観点から踏まえて規定する。)。また、同趣旨の規定を短期大学設置基準にも設ける。

大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

3. 公布・施行

公布 平成22年2月25日
施行 平成23年4月1日

*なお、平成23年4月開設分に係る大学等の設置認可審査においては、今般の改正内容を踏まえて、審査を行うこととする。

※ 現在、公募要領等について検討中

大学生の就業力育成支援事業

(新規)

平成22年度予算案:30億円

(項)高等教育振興費

(目) 大学改革推進等補助金 3,029,000千円

背景・課題

- 極めて厳しい雇用情勢の下、学生の卒業後の職業移行を支援する必要性が高まっている中で、学生の就業力を向上させるための支援プログラムを策定することが必要である。
- 中教審大学分科会の審議においても、大学の機能別分化のひとつとして、幅広い職業人養成に比重を置く大学づくりを求めている。
- また、「社会的・職業的自立に向けた指導等(キャリアガイダンス)」を大学設置基準等に位置付けることについて議論を進めている(平成21年度中に改正予定)。

対応・事業内容

- 大学生の就業力育成の向上に対する教育改革への支援(5年間の継続支援)

130件×23,300千円=3,029,000千円
(学部数の約5%程度)

- ・従来の大学教育に加え、就業して役立つ実学的専門教育を実践する。具体的には、
 - ① 従来は選択とされていた実学的科目(独占禁止法や簿記論など)の必修化
【例】法学部のカリキュラムに金融商品取引法、独占禁止法などの知識が企業でどのように必要とされているかを企業人から学ぶ科目を設定
 - ② 地域の産業界と連携し実学的な科目づくりを行うとともに、企業関係者を講師として招聘する
 - ③ 企業へのインターンシップや企業現場の実習を取り入れた専門教育の開発を行う
【例】3年次目に、大学で学んだ機械工学の専門的知識が実際の生産過程でどのように活かされているかを実地学習する科目を設定
- ・なお、採択に当たっては、共同学位など戦略的連携を進める大学や、高校生に対する公開講座など初等中等教育との連携を行う大学を優先的に採択する。
【例】PL法に強い大学と消費者保護法に強い大学が協力して学生を教育する大学間連携
【例】高校生が将来の職業選択を意識するよう、公開講座や出前授業など初等中等教育との連携

政策目標

- 支援プログラムを実施する大学の学生の就職率の向上が図られるとともに、建学の精神等に応じ、同プログラムを実践する大学が幅広い職業人養成に、より一層重点を置くなど、大学の機能別分化が促進される。